

知らねば困る 「ハーグ条約」

✓ 在デュッセルドルフ日本国総領事館及びデュッセルドルフ日本クラブとの共催で、日本の外務省による「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」についてのセミナーを、対面・オンライン形式で開催します。

✓ 当地で生活されている皆様にとって、お子様連れの出国に関する問題は、関心が高い事柄だと思います。ハーグ条約は、もう一方の親の同意なく16歳未満のお子様を国外に移動させること等に関する条約になりますが、日本人同士にも適用されますので、国際結婚をされた日本人の方だけでなく、駐在員としてドイツで生活している方とそのご家族にも関係してくる話です。

2026年2月19日（木）

11時30分～13時30分

場所：日本クラブ多目的ホール

住所：Friedrich-Ebert-Str. 8, 40210 Düsseldorf

セミナー内容

・「知らねば困る『ハーグ条約』」

講師：江端 康行（外務省領事局ハーグ条約室長）

・デュッセルドルフで邦人支援を行う団体の相談員による発表も予定

・質疑応答（会場参加者のみ）

申込方法

2月10日（火）までに、こちらからお申し込み下さい。

なお、メール、電話による申込みは受け付けておりません。



©さいとう・たかを



※会場の都合上、対面でのご参加は先着50名様とさせていただきます。

※お子様同伴可。お子様がお静かにできなくなった場合には、会場の外にお連れいただければ結構です。

※オンライン参加を申し込みされた方には、締め切り日以降にURLを送付いたします。

【本セミナーに関するお問合せ先】

在デュッセルドルフ日本国総領事館

電話番号

+ 49 (0)211-16482-20 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

E-mail

konsul@ds.mofa.go.jp

FAX

+ 49 (0)211-16482-76